

災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 相模原市及び八王子市の区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）が発生した時、その被害に対する応急対策活動及び復旧活動を円滑かつ迅速に遂行するため、相互に応援することに関して、必要事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- （1）食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な車輛等の資機材の提供
- （3）避難所等の相互活用、緊急輸送路の共同啓開等行政境界付近における必要な措置
- （4）児童・生徒等の一時受入れ
- （5）応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項について口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる資機材及び物資等の品目、規格及び数量等
- （3）前条第3号及び第4号の応援を要する施設及び業務の種類
- （4）前条第5号に掲げる職員の職種及び人数
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援の期間
- （7）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施及び指揮）

第4条 両市は、応援の要請を受けた場合、可能な限りにおいて応援に努めるものとする。

2 職員の派遣を伴う応援については、原則として応援を要請した市の指揮のもと活動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、応援を要請した市の負担とする。ただし、両市の協議によっては、この限りではないものとする。

2 第2条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）がその活動中又はその活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、応援を行った市が行うものとする。

3 派遣職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合においては、被災地との往復途中に生じたものを除き、応援を要請した市がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

資料 2-11 災害時における相互応援に関する協定書（相模原市）

（応援の自主出動）

第6条 両市は、大規模災害が発生し、被災市への連絡がとれない場合で緊急に応援を行う必要があると認められるときには、その職員を被災市域に派遣し、情報収集を行い、当該情報に基づき自主的判断により応援を行うものとする。

2 自主出動した場合には、被災市に対し応援内容を速やかに報告するとともに、収集した情報を提供するものとする。

（連絡担当部課）

第7条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を确实かつ円滑に行うものとする。

（防災訓練の相互参加）

第8条 この協定に基づく相互応援が円滑かつ迅速に行われるよう、両市が主催する防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、その都度双方で協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成28年 月 日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前に、両市いずれかの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 両市は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月17日

相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市
相模原市長 加山 俊夫 印

八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市
八王子市長 石森 孝志 印